

## 第3回審議会における委員の発言の概要

ここでは、第3回長野県社会福祉審議会における委員の主な発言を、分野別に整理し、記載しました。

### 「1 福祉人材の確保・定着について」

#### 【人材定着のための職場体制、研修機会の確保】

急速に拡大してきた介護市場に対応する職員の資質向上のためにも職員研修が必要。介護現場では利用者と事業者の信頼関係が重要であり、派遣会社の派遣社員による対応では困難な場合もある。直接雇用などの手段も含め、事業所の大小に関わらず多くの介護職員が研修に参加できるような取組や県の支援事業の周知が必要。(高岡委員)

介護福祉士、看護師の資格取得は日本人でも難しい。富士見高原病院をはじめ厚生連では、E P A (Economic Partnership Agreement : 経済連携協定)で来日している外国人の介護福祉士や看護師の資格取得の後押しをしているが、こうした取組に対しても県として支援策を打ち出したらどうか。(児玉委員)

研修支援事業は現場としてもありがたい。研修に送り出す際の職員のやりくりは難しい。プロの派遣だけでなく、各事業所が把握している元職員等の休職中の有資格者を活用するために、直接雇用の方式をより柔軟に活用できないか。(佐藤委員)

#### 【働きやすい就業環境の整備等】

福祉職場の施設内保育所について、労働局の補助制度は10年間で終了してしまう。県としては検討段階にとどまらず、何らかの推進策にまで踏み込むよう提言したい。(唐沢委員)

## 「2 介護保険法、障害者自立支援法等の制度運用について」

### 【介護報酬改定の効果・影響等を踏まえた処遇改善の取組】

処遇改善交付金や基盤整備補助金の申請がなかなか進まない実態があるが、申請の事務処理が煩雑であったり、他の職種の報酬を据え置いて介護職員だけ引き上げることはできなかったりといった実態がある。特に小さい事業所を中心に、報酬引上げに当たってネックとなっている点を浮き彫りにする必要がある。(福岡委員)

処遇改善交付金により報酬を上げたくても上げられない事業所が、小さい事業所を中心に多いことが問題のひとつだと思う。一方、大きな事業所では申請を出せると考えられるのに出していない実態があり、これは事業所の事情や考え方によるものと思われる。なぜ申請を出さないのかといった点の分析をしないと、交付金の申請が一部事業所において進まない理由が見えてこないのではないか。(佐藤委員)

介護報酬改定の効果、影響についての調査を、国の調査とは別に、県独自に行ったらどうか。(岸田委員)

### 【相談窓口・相談体制の充実】

障害者総合支援センターについては、長野県は熱心に取り組んできており、障害者の相談支援の社会化に貢献してきたと思われる。市町村は自立支援協議会を設置し取り組まなければならないが、この協議会を中心に、もっと身近なところで相談支援を受けられる仕組みを、今後は市町村を中心につくっていかなければならないし、そのための県の支援が必要。(高岡委員)

地域包括支援センターは、平成 18 年の制度改正以降、介護予防重視型モデルを推進していくための中核と位置づけられている。地域包括支援センターが介護予防にどの程度取組み、効果を上げているかの検証が必要。(高岡委員)

高齢者、障害者、要保護・虐待児童、発達障害などのそれぞれごとの相談ではなく、家族がまるごと困難を抱えているような相談が多くなっている。今後は、各地域で、こうした様々な問題にトータルに応じられるしくみづくりを、県レベルで進める必要がある。例えば、県の総合相談をどうするかを検討しながら、各圏域や市町村でも検討を進めたらどうか。(福岡委員)

各地域の家族の状況を、家族同士のつながりやその経歴まで含めて一番よく知っているのは市町村の保健師。その保健師を中心にしてトータルな相談体制を築くこと、そのために保健師をサポートできるしくみを築くことが必要。(大池委員)

小規模な地域包括支援センターでは、色々な業務を少人数で行わなければならない上に、定期的な異動もある。また、センターの中核となる主任介護支援専門員にとっての相談の受け皿がない。地域包括支援センターのあり方を検討し、センターに対する支援を行うよう提言しなければいけない時期に来ているのではないか。(岸田委員)

#### 【老人福祉施設等整備の促進】

長野県が宅幼老所の設置の支援に取り組んできたことは評価できると思うが、10年以上の使用を前提に整備したものが、10年持たずに経営が行き詰っている施設もある。今後宅幼老所が地域の福祉拠点としての機能が十分発揮されることを目指すのであれば、施設整備への助成だけでなく、その後の評価・検証を行うことが必要。(高岡委員)

宅幼老所のうち、利益ばかりを優先して事業を始めたところは経営的に上手くいっていないところが多く見られる。今後、新たな宅幼老所の開設等に際しては、こうした事例も踏まえて選別するべきであり、そのための調査が必要。(児玉委員)

9月補正予算で県が行った特別養護老人ホーム等の補助単価の拡大は、他県と比較しても手厚い取組で評価できるが、第4期介護保険事業計画が始まったばかりで、市町村もなかなか第5期計画の前倒しにまでは踏み切れない。第4期計画に沿って整備を推進することに加え、第5期計画の前倒しが可能な市町村は、更に積極的に整備を進めることまで含めて提言すべきではないか。(佐藤委員)

#### 【障害者等の移動の支援】

地域公共交通活性化・再生総合事業などにより構築されつつある地域の交通システムだが、高齢者、子ども、障害者など、様々なニーズを持つ地域住民の誰もが利用できるユニバーサルなしくみとする必要がある。(高岡委員)

地域公共交通活性化・再生総合事業については、現在取組の途上であり、実証運行などの結果が明らかになるのはまだ先のことではあるが、あまり成果が上がらなかった事例についてもしっかりと検証し、その先の取組につなげる必要がある。(福岡委員)

市町村が運行し、高齢者等が無料で利用できる福祉バスについて、実態を確認し、これを運行する市町村が、よりよい運行ができるよう検討してみてはどうか。(大池委員)

高齢者等が利用しやすい申込の仕組みを導入する必要がある。(岸田委員)

#### 【介護保険法、障害者自立支援法等の問題点などに係る国への提言】

自立支援法の下では、事務手続きが煩雑で新体系になかなか移行できなかつたり、地域移行は進められたがグループホーム内の人間関係に配慮が足りなかつたり、ホームと地域とのつながりが希薄であつたりといった問題点も見られる。自立支援法の今後の行方は不透明ではあるが、これまでの制度運用において浮き彫りになった、中山間地で小規模の事業所が多いなどの長野県の状態も踏まえた県独自の課題を洗い出して、国に提言していったらどうか。(大池委員)

### 「3 子育て支援施策について」

#### ・虐待関係

##### 【職員体制の充実】

虐待と発達障害は切り分けられず、重なる部分もあるし、一方がもう一方の要因になっている場合もある。提言の項目分けに工夫が必要。(田中委員)

虐待を受けた子どもが、その後発達障害を起しているか、またどのような生活をしているかについて、追跡調査を実施してもよいのではないか。(田中委員)

##### 【親への支援、子どもへの働きかけ】

児童虐待の背景のひとつとして、家庭の貧困が注目されてきている。このような家庭では、経済的な支援が重要であるが、当然受けられるはずの公的支援を、制度を知らないために受けていない親が相当数いるものと思われる。ソーシャルワーカーを中心に、制度の周知を図る必要がある。(増田委員)

##### 【学校職員に対する意識啓発、相談体制の充実】

学校現場への児童虐待に関する啓発を進めてほしい。ひとつの方策として、CAP(Child Assault Prevention: 子どもへの暴力防止活動)を、これまで以上に学校現場で活用することが必要である。(増田委員)

#### ・発達障害関係

##### 【組織的な対応の充実】

発達障害の子どもたちについて考えるとき、3つのことを大切にしたい。

集団生活での協調性を高めることを目的にするのはほどほどに。

その子らしさを失わせないように。

もとの持っている特別な能力を見逃さずに伸ばすように。

児童館や児童クラブには、虐待されている児童や、発達障害を持つ児童が多く入ってくる。こういった児童への対応を行っている児童館、児童クラブの職員が、児童虐待や発達障害の研修に参加できるようにしてほしい。(田中委員)

発達障害の子どもも、ほとんどの場面ではそれ以外の子どもと変わりはなく、いたずらに特別扱いする必要はない。そうした認識を広め、親の不安を取り除いていくためにも、特別支援コーディネーターの存在が必要。コーディネーターには、その時々で役職で任命するのではなく、深い専門性を兼ね備えた人を任用されたい。(大池委員)

親のしつけのためでもなく子どもの心がけのせいでもないが、現に周囲を困らせている子どもが多い。アスペルガーやADHD(Attention Deficit Hyperactivity Disorder: 注意欠陥多動性障害)という病気に分類するのではなく、「困り感」を持った子どもととらえ、対応する動きもある。統計的にも相当数に上っており、1担任、1教師の力でどうにかなるも

のではない。こうした子どもへの対応を本来業務とするスクールソーシャルワーカーなどの専門家が教育や保育の現場にいないと解決できない状況にある。(福岡委員)

小学校からではなく、幼保のうちから教育コーディネーターが必要。現場の負担が軽減されるばかりでなく、障害のある子どもを周囲の人間が皆で支えていく環境をつくっていくために、教育コーディネーターはその中核となることが期待される。(鷹野委員)

現在も、0歳、1歳半、3歳児健診などで発達に偏りのある子をピックアップした上で、発達相談を定期的に行っている。こうした取組がうまく機能すれば、今すぐ全ての幼稚園、保育所に特別なスタッフを増やす必要はないと思われる。今行われている取組を効率的に行うことをまず優先したほうがよいのではないか。(増田委員)

#### 【発達障害に関する意識啓発】

当事者ではない保護者への啓発に力を入れることが必要。学校現場の先生と協力することが効率的。PTA総会、保護者会などを通じて、プリントを配布したり、当事者の保護者に発言してもらったり、といったやり方で進めてみてはどうか。万人相手の啓発は効果が薄いと考える。(増田委員)

#### 「4 権利擁護に関する施策について」

##### 【モデル事業を活用した制度構築】

成年後見制度に対する潜在的なニーズはかなりあると思われ、制度の存在を広めるための周知は重要。成年後見センターを設置し、助言、指導、支援していくことがひとつの方法。あわせて、後見の受任者が整備されないと制度の利用が進まない。市民後見人の育成や法人による第三者後見も含めて、もう少し受任者の整備についての提言の記載に工夫ができないか。(高岡委員)

市町村担当者からの相談に対応する成年後見センターの運営経費や、市町村による成年後見の申立てに係る事務経費など、費用の問題をどうするか。具体的にだれがどういう形で負担するかを、例えば交付税算入を国に要請することも含めて、考えていかなければならない段階にある。(唐沢委員)

成年後見制度においては、本人の代わりに市町村長が担うという仕組みを、市町村自身がまだ十分に理解していないのではないか。(唐沢委員)

成年後見制度への取組について、市町村の温度差が大きい。この温度差を縮めるための取組が必要ではないか。(高岡委員)

だれがどんな経費を負担するのかをはじめ、成年後見制度を、もう少し使いやすい制度にする工夫が国にあってもよいと思われる。(児玉委員)